

# オーストラリア学会報

Australian Studies Association of Japan

第66号

2012年10月3日

<http://pweb.cc.sophia.ac.jp/s-yuga/asaj2/index.html>

## 第23回全国大会を終えて

代表理事 有満保江

オーストラリア学会第23回全国研究大会が、6月9日(土)・10日(日)の2日間にわたり、大阪大学豊中キャンパスで開催されました。東日本大震災、福島原発事故から早や1年、なかなか復旧、復興に至らない現状に心を痛めますが、昨年、福島の事故で欠席されていた会員の方が、今年の大会には出席されたのは、大変嬉しいことでした。

第1日目は、「豪日戦略的パートナーシップにおける成果と課題—5年目の検証と将来展望」と題するシンポジウムで幕開けとなりました。国際的力学の移行に伴い、アジア・太平洋地域における日豪関係は変革の時代を迎え、両国の新しい展望について、星野俊也先生(大阪大学)の司会のもとに、4名のパネリストの間で活発な議論が交わされました。二つ目のセッションは特別企画、「若者がみたオーストラリアと日本」と題するもので、当学会初の高校生の登場となりました。オーストラリアから日本に留学している高校生と大学生、またオーストラリアに留学経験のある高校生や大学生が、それぞれの相手国をどのように観察し理解しているかについて意見交換が行なわれました。今後の日豪関係を担っていく高校生の英語による堂々たる発言態度は大変印象的でした。若い世代の異文化理解を知る有意義なシンポジウムとなりました。このシンポジウムを考案、企画し、司会を務めて下さいました松繁寿和先生(大阪大学)に厚くお礼申し上げます。なお、このシンポジウムは、6月10日付の朝日新聞に掲載されました。

第2日目の午前中は研究報告が二つの分科会において行われました。午後は特別講演として、東京大学客員教授 Anne Collett 先生による“Items of Sentimental Value”と題する講演が行われました。東日本大震災から1年の歳月を経て、太平洋を渡ってアラスカの海岸にたどり着いた東日本の漂流物が与えたイメージは、日本が太平洋をはさんで、北アメリカ、カナダ、そしてオーストラリアなどと繋がり、また太平洋を共有していることを再認識できましたが、コレット教授は、この事実をさまざまなイメージを通して解説されました。二つ目のシンポジウムでは、アジア太平洋地域の安全保障をめぐる、「非伝統的」をキーワードに新しい形の安全保障がテーマとして取り上げられました。震災時に示された人道援助、災害救援など、日豪関係が新しい「人間の安全保障の時代」に入ったことについて、大阪大学の佐藤治子先生の司会のもとに、充実した討論がもたれました。

この度の研究大会は、「オーストラリア政府・豪日交流基金」の助成を、またシンポジウムは、「公益財団法人りそなアジア・オセアニア財団」の助成を受けました。両基金・財団に厚くお礼を申し上げます。ことに、オーストラリア大使館のリチャード・アンドリュース公使は、日本での3年間の勤務を終えられることになりましたが、この間、当学会にさまざまなご支援をいただいたことに深く感謝申し上げます。

## 全国研究大会 個別報告者募集

オーストラリア学会2013年度総会・全国研究大会は、6月8日(土)9日(日)の両日に、名古屋商科大学で開催される予定です。(詳細は会報次号[2月発行予定]でお知らせいたします。)

個別報告の発表を希望される会員は、氏名・所属・題目を明記の上、11月末日までに、学会事務局あて書面(メール可)にてお申し込みください(200字程度の要旨を添付してください)。

## 1. オーストラリア学会 2012 年度 総会報告

2011 年度総会・全国研究大会は 6 月 11 日（土）、12 日（日）の両日、大阪府豊中市の大阪大学（豊中キャンパス）において開催されました。大阪大学の星野俊也・教授ならびに松繁寿和会員はじめスタッフの皆様方には多大なるご尽力を賜りました。また大会運営については豪日交流基金から助成を受けました。誠にありがとうございます。

総会は 6 月 10 日（日）13 時から 13 時半まで、基礎工学部国際棟（Σホール）で開かれ、有満代表理事からの挨拶ののち、「新会則」を含め、以下の議事について承認されました。（第 8 期第 5 回理事会報告を参照）

1. 2011 年度一般会務報告
2. 2012 年度活動計画について
  - ① 会報の発行(第 66、67、68 号)
  - ② 学会誌の発行（『オーストラリア研究』第 26 号）
  - ③ 第 24 回全国研究大会は 2013 年 6 月 8 日、9 日、名古屋商科大学で開催
  - ④ 地域研究会（関東例会及び関西例会）の開催
  - ⑤ HP/メルマガの活用
  - ⑥ AJF 助成事業
3. 2011 年度決算案・監査報告
4. 2012 年度予算案（25 周年記念事業の予算計上を含む）
5. 「オーストラリア学会会則」について有満代表理事から、会則案についての趣旨説明があった。重要な点として、第 5 条（学生会員）、20 条（運営委員会）、21 条（各種委員会）、23 及び 25 条（理事任期）についての説明があり、また配布された会則案について会則検討委員会の松繁寿和委員より資料訂正及び補足説明があった。審議検討の結果、新会則として施行されることが承認された。
  - ① 「オーストラリア学会会則」の移行措置について「現在の代表理事、理事、監事のうち、第 6 期（平成 16 年 12 月～平成 19 年 12 月）以前から引き続き理事あるいは監事の任についた者の任期は、平成 25(2013)年度総会終了までとする。一方、会務の継続性並びに移行に必要な期間を考え、それ以外の者に関しては、引き続き 1 期に限って再任することを認める。」
6. 2011 年度（2012 年 3 月末）をもって事務局業務委託先の ACNet が業務を終了するため、次の委託先を検討する。
7. 第 25 回大会（2014 年度）開催校の募集

## 2. オーストラリア学会第 8 期第 5 回理事会報告

日 時 2012 年 6 月 9 日（土）9:00～12:00/6 月 10 日（日）12:00～13:00

場 所 大阪大学・豊中キャンパス国際公共政策研究科棟 6 階会議室

### 【議 題】

1. 第 4 回理事会議事録（既にメール回覧で承認済み）の再確認を行った。
  2. 会則改正について、会則検討委員会（関根委員長）の提案を踏まえて、有満代表理事から主旨説明があり、会則案を審議した結果、大幅な内容変更を鑑み、会則の「改正」ではなく、「新会則」として総会に提案することとした。
  3. 理事会決定・申し合わせ事項の明文化を行う。
  4. ACNet が 2012 年度をもって業務打ち切りとなるため、2013 年度以降の対応策として、学会運営、業務に滞りがないよう、運営委員会―理事会で選定、検討する。
  5. 塩原理事から 2012 年度発行計画案が追加資料とともに説明があり、承認された。
  6. 加藤編集担当理事から資料をもとに学会誌 26 号の発行計画案が示され、承認された。
  7. 永野理事から 2012 年度の全国大会・地域研究会・AJF 助成事業について説明があり、併せて AJF 事業関係の専従会計を福嶋輝彦理事にお願いすることが承認された。
  8. 川口理事から 2011 年度決算（案）及び 2012 年度予算（案）の報告があり、審議の結果承認された。
  9. 2013 年度全国研究大会は 2013 年 6 月 8 日（土）、9 日（日）の両日、名古屋商科大学（鎌田真弓理事）で開催されることが承認された。
  10. 2014 年度全国大会の会場校公募については、11 月末に締め切り、12 月理事会で検討することとした。
  11. 新規入会者 7 名、退会者 16 名（みなし退会者を含む）を承認した。
- 出席者＝有満保江（代表理事）、飯笹佐代子、加賀爪優、加藤めぐみ、鎌田真弓、川口章、小林信一、塩原良和、田澤佳昭、永野隆行、橋本雄太郎、福嶋輝彦、藤川隆男、松繁寿和、村上雄一、南出眞助、安田純子（以上理事、50 音順）、関根政美、谷内達（以上監事）、委任状 3 名。

以 上

2010年12月～2013年12月役員一覧

〔代表理事〕有満保江

〔副代表理事（総務）〕鈴木雄雅

〔会計担当理事〕川口章

〔広報・会報担当理事〕塩原良和

〔副代表理事（企画）〕永野隆行

〔全国研究大会担当理事〕塩原良和、田澤佳昭

〔プロジェクト担当理事〕鎌田真弓、松繁寿和、  
福嶋輝彦、村上雄一

〔関東例会担当理事〕塩原良和、橋本雄太郎

〔関西例会担当理事〕加賀爪優、南出眞助

〔副代表理事（編集）〕加藤めぐみ

〔学会誌担当理事〕飯笹佐代子、川口章、  
藤川隆男、安田純子

〔HP担当理事〕小林信一、鈴木雄雅

〔監事〕関根政美、谷内達

### 3. 第15回地域研究会（関西例会）のお知らせ

\*非会員の方も参加できます（同時通訳あり）

テーマ：オーストラリアの「家族」をめぐる法と人権

共催：追手門学院大学オーストラリア研究所

日時：2012年10月27日（土）13：15～17：15 場所：追手門学院大学 5号館5301教室

連絡先：追手門学院大学 オーストラリア研究所（大阪府茨木市西安威2-1-15）TEL：072-641-9667 FAX：072-643-9476 Email：cas@office.otemon.ac.jp ホームページ：http://www.otemon.ac.jp/cas/

交通：JR茨木駅西口から南へ徒歩7分「イオン茨木ショッピングセンター」横、または阪急茨木市駅西口すぐから追手門学院スクールバス、12：30発をご利用下さい。

座長：有満保江（同志社大学）・栗山直子（追手門学院大学）

発表：① 'Marriage Equality: a Contemporary Issue of Sexuality in Cosmopolitan Australia'（婚姻の平等性：コスモポリタン・オーストラリアにおけるセクシュアリティの今日的課題）ペイデン・オフォード（サザンクロス大学准教授）【要旨】 The multicultural transformation of Australian society over the last sixty years paved the way for feminist, indigenous, and gay liberation movements. But at a time when Australia is becoming even more cosmopolitan and globally engaged, what can we learn from the issue of marriage equality? What does it mean for contemporary Australia?

②「オーストラリアにおける人工授精の法制度化と揺らぐ家族の在り方」南 貴子（愛媛県立医療技術大学講師）【要旨】 生殖補助医療技術は家族の在り方を大きく変えようとしている。なかでも、提供精子による人工授精（DI）は古くから行われてきた技術であり、日本においても、一万人以上が生まれていると言われて久しい。本発表では、精子ドナーの匿名性が廃止されたオーストラリア・ビクトリア州の事例を中心に、DIを巡る法制度について分析し、DIによって生まれた子ども、そして、精子ドナーという存在の顕在化が「家族」にもたらしている揺らぎについて考察する。

③「オーストラリアの家族法と子どもの権利」小川 富之（近畿大学法学部教授）【要旨】 オーストラリア家族法は1975年に改正され、他国に先駆けて、離婚に関して徹底した破綻主義を採用した。その後も、家族にかかわる新たな問題に対応すべく、先進的な取り組みを続けている。本報告では、オーストラリア家族法の現状を紹介したうえで、離婚後の子の養育問題を中心に話したい。日本でも法改正についての関心が高まりつつある離婚原因の客観化、離婚後の子どもの養育に関する共同親責任、離婚後の子どもの養育費の履行確保、およびこれらの問題を適切に解決するうえで重要なかわりのある「子どもの手続き上の代理人制度」についても検討したい。

### 4. 『オーストラリア研究』投稿募集および研究文献目録掲載のお知らせ

『オーストラリア研究』に掲載する論文を募集しています。投稿はいつでも受け付けておりますが、次号26号に掲載する論文の投稿は8月末日が締め切りでしたので、次は27号での掲載になります。詳細は、学会ウェブサイト、もしくは25号掲載の「投稿要領」（2011年12月11日一部改訂）をご覧ください。また第12号以降、会員の研究文献目録を継続して掲載しております。引き続き会員の協力をお願いします。発表された著書、論文、報告書、翻訳などのなかから、オーストラリア学会の趣旨に関係する目録未掲載の研究文献を選び、お知らせください。締め切りは2012年10月30日（期日厳守）。編集作業の都合上、電子メール（またはテキストファイルを含んだCDもしくはUSB）をご利用ください。記入例はバックナンバーを参照し、掲載書式に必ず準ずる形でお送りください。

投稿先：〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル 特定非営利活動法人CANPANセンター  
ACNet事務局「オーストラリア学会」担当  
TEL：03-6229-5104/FAX：03-6229-5116 E-mail ac056-asaj@canpan.org

オーストラリア学会財務諸表

科目	当年度	前年度	増減
<b>I. 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	0	22,726	△ 22,726
郵便貯金口座	2,723,083	1,782,214	940,869
郵便振替口座	333,590	712,075	△ 378,485
未収金	0	0	0
流動資産合計	3,056,673	2,517,015	539,658
資産合計	3,056,673	2,517,015	539,658
<b>II. 負債の部</b>			
1. 流動負債			
前受会費収入	26,000	14,000	12,000
未払金	9,920	249,869	△ 239,949
流動負債合計	35,920	263,869	△ 227,949
負債の部合計	35,920	263,869	△ 227,949
<b>III. 正味財産の部</b>			
1. 一般正味財産			
一般正味財産	3,020,753	2,253,146	767,607
正味財産合計	3,020,753	2,253,146	767,607
負債及び正味財産合計	3,056,673	2,517,015	539,658

(発生ベース)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I. 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	795	962	△ 167
②受取会費	1,709,000	1,486,000	223,000
③雑誌販売収入	55,730	0	55,730
④未収金	0	0	0
⑤過年度未記帳分	0	0	0
経常収益計	1,765,525	1,486,962	278,563
(2) 経常費用			
①事業費			
大会及び研究会旅費補助等	100,000	199,900	△ 99,900
特別会計繰出金	4,600	350,179	△ 345,579
調査事業費	0	0	0
事業費計	104,600	550,079	△ 445,479
②管理費			
印刷費	384,915	66,212	318,703
会議費	64,655	70,000	△ 5,345
消耗品費	0	6,588	△ 6,588
通信費	45,748	51,763	△ 6,015
謝金	15,000	10,000	5,000
業務委託費	378,000	378,000	0
雑費	5,000	0	5,000
管理費計	893,318	582,563	310,755
経常費用計	997,918	1,132,642	△ 134,724
当期経常増減額	767,607	354,320	413,287
2. 経常外増減の部			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	767,607	354,320	413,287
一般正味財産期首残高	2,253,146	1,898,826	354,320
一般正味財産期末残高	3,020,753	2,253,146	767,607
正味財産期末残高	3,020,753	2,253,146	767,607

(発生ベース)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I. 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入			
受取利息	795	962	△ 167
②会費収入	1,709,000	1,486,000	223,000
③雑誌販売収入	55,730	0	55,730
④前受会費収入の増加	12,000	△ 16,000	28,000
⑤未払金の増加	△ 239,949	239,748	△ 479,697
⑥過年度未記帳分	0	0	0
事業活動収入計	1,537,576	1,710,710	△ 173,134
2. 事業活動支出			
①事業費			
大会及び研究会旅費補助等	100,000	199,900	△ 99,900
特別会計繰出金	4,600	350,179	△ 345,579
調査事業費	0	0	0
事業費計	104,600	550,079	△ 445,479
②管理費			
印刷費	384,915	66,212	318,703
会議費	64,655	70,000	△ 5,345
消耗品費	0	6,588	△ 6,588
通信費	45,748	51,763	△ 6,015
謝金	15,000	10,000	5,000
業務委託費	378,000	378,000	0
雑費	5,000	0	5,000
管理費計	893,318	582,563	310,755
事業活動支出計	997,918	1,132,642	△ 134,724
事業活動によるキャッシュ・フロー	539,658	578,068	△ 38,410
<b>II. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
	0	0	0
<b>III. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
	0	0	0
<b>IV. 現金及び現金同等物の増減額</b>			
現金及び現金同等物の期首残高	2,517,015	1,938,947	578,068
現金及び現金同等物の期末残高	3,056,673	2,517,015	539,658

(現金ベース)

科目	予算額	決算額	差異
<b>I. 事業活動収支の部</b>			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用益	1,000	795	205
②受取会費	1,600,000	1,709,000	△ 109,000
③雑誌販売収入	5,000	55,730	△ 50,730
④その他	0	0	0
経常収益計	1,606,000	1,765,525	△ 159,525
2. 事業活動支出			
①事業費			
大会及び研究会旅費補助等	200,000	100,000	100,000
特別会計繰出金	320,000	4,600	315,400
事業支出計	520,000	104,600	415,400
②管理費			
印刷費	450,000	384,915	65,085
会議費	100,000	64,655	35,345
消耗品費	20,000	0	20,000
通信費	50,000	45,748	4,252
謝金	15,000	15,000	0
業務委託費	378,000	378,000	0
雑費	10,000	5,000	5,000
管理支出計	1,023,000	893,318	129,682
事業活動支出計	1,543,000	997,918	545,082
事業活動収支差額	63,000	767,607	△ 704,607
<b>II. 投資活動収支の部</b>			
	0	0	0
<b>III. 財務活動収支の部</b>			
	0	0	0
<b>IV. 予備費支出の部</b>			
	0	0	0
当期収支差額	63,000	767,607	△ 704,607
前期繰越収支差額	2,253,146	2,253,146	0
次期繰越収支差額	2,316,146	3,020,753	△ 704,607

(発生ベース)

		円
<b>収入</b>		
助成金[DFAT2010]残高繰越	3,382,299	
一般会計繰入金	4,600	
		3,386,899
<b>支出</b>		
通話他・人件費	645,321	
交通費・宿泊費	1,266,954	
事業運営経費	359,604	
広告費	263,628	
印刷費	678,803	
助成金[DFAT2010]残高繰越	172,589	
		3,386,899
収支差額		0

(発生かつ現金ベース)







オーストラリア学会財務諸表および予算書は、学会 Web ページでも公開しています。

収支予算書			
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで			
円			
科目	予算額	前年度予算額	差額
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用益	1,000	1,000	0
②受取会費・入会金	1,650,000	1,600,000	50,000
③雑誌販売収入	20,000	5,000	15,000
④その他	0	0	0
経常収益計	1,671,000	1,606,000	65,000
2. 事業活動支出			
①事業費			
大会及び研究会旅費補助等	200,000	200,000	0
特別会計繰出金	100,000	320,000	△ 220,000
25周年記念事業積立金	300,000	0	300,000
事業支出計	600,000	520,000	80,000
②管理費			
印刷費	450,000	450,000	0
会議費	100,000	100,000	0
消耗品費	20,000	20,000	0
通信費	50,000	50,000	0
謝金	15,000	15,000	0
業務委託費	378,000	378,000	0
雑費	10,000	10,000	0
管理支出計	1,023,000	1,023,000	0
事業活動支出計	1,623,000	1,543,000	80,000
事業活動収支差額	48,000	63,000	△ 15,000
II. 投資活動収支の部	0	0	0
III. 財務活動収支の部	0	0	0
IV. 予備費支出の部	0	0	0
当期収支差額	48,000	63,000	△ 15,000
前期繰越収支差額	3,019,958	2,253,146	766,812
次期繰越収支差額	3,067,958	2,316,146	751,812

## 新刊書のご案内

◎津田博司『戦争の記憶とイギリス帝国：オーストラリア、カナダにおける植民地ナショナリズム』刀水書房、2012年7月（A5判、228ページ 定価 4900円＋税 ISBN：978-4-88708-404-9）

出版社ウェブサイトより：多文化主義社会における「戦争の記憶」の変容を検証した、画期的な帝国史研究 <http://www.tousuishobou.com/kenkyusyo/4-88708-404-9.htm>

◎塩原良和『共に生きる：多民族・多文化社会における対話』弘文堂、2012年7月（4-6判、168ページ 定価：1260円（税込） ISBN：978-4-335-50124-1 C1336）

オーストラリア多文化主義研究の成果をもとにした社会的考察。出版社ウェブサイト：<http://www.koubundou.co.jp/books/pages/50124.html>

## 5. 第6回地域研究会（関東例会）のお知らせ

日時：2012年12月22日（土）15時～18時

\*事前申込不要。非会員の方も参加できます

場所：大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター 3階大研修室

〒106-0041 東京都港区麻布台1-11-5 東京麻布台セミナーハウス

東京メトロ日比谷線 神谷町駅下車徒歩5分

<http://www.keiho-u.ac.jp/research/asia-pacific/access.html>

共催：多文化メディア市民研究会（東京芸術大学毛利科研費研究会）

連絡先：塩原良和（慶應義塾大学）shiohara@law.keio.ac.jp

報告：濱野健（京都大学大学院文学研究科グローバルCOE研究員）「日本人のオーストラリア移住史への新たな視点：1980年代から90年代初頭の移住者とJICAとの関わりから」

要旨：本報告では、「シドニー日本人クラブ(JCS)」および「全豪日本クラブ(JCA)」の初代会長を務めた保坂佳秀氏より2012年7月に提供を受けた、JCSやJCAの会報および現地コミュニティ雑誌「日豪プレス」のバックナンバーから見える、80年代から90年代にかけての日本人移住者と国際協力機構(JICA)との関わりを探る。具体的には、塩原良和氏（慶應義塾大学法学部政治学科教授）の支援と監修のもとに現在進行中の、保坂氏から提供を受けた各種資料整備・分類作業の成果を一部紹介する。その上で、当時の日本人のオーストラリア移住や現地での定住のあり方についてJICAが直接的・間接的に果たした役割を解明し、19世紀後半からの日本人のオーストラリア移住史のみならず、戦後の日本海外移住史の中にこうしたできごとを位置づける試みについて検討する。

## 6. 豪日交流基金助成公開講座（オーストラリア学会第7回関東例会）

「ポスト311期の日豪市民社会対話と協働の可能性を探る」

\*非学会員も参加できます

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故は、オーストラリアの人々にも衝撃を与えた。多くのオーストラリア市民が被災地の惨状に心を痛み、寄付などを通じて支援を行った。また原発事故などにより非難を余儀なくされた人々、とりわけ子どもたちをオーストラリアにホームステイさせる活動なども、在豪日本人住民を中心に広がりを見せた。いっぽうで、オーストラリアは日本にとっての主要なウラン輸入先のひとつであるという事実にも、改めて目が向けられている。原発事故発生直後、北部準州レンジャー鉦山を含む地域をホームランドとするアボリジニの長老が、祖先の土地から産出されたウランが福島原発で使用され環境を汚染していることへの痛惜の意を国連事務総長へのメッセージとして表明した。オーストラリア最大のウラン鉦山であるオリンピック・ダム周辺に住むアボリジニの指導者も来日し、NGOや市民と意見交換を行った。在豪日本人の市民グループとオーストラリアの複数のNGOが協働して、メルボ

ルンにおいて大規模な市民集会も開催された。

本公開講座では、医学的見地からこの問題に関与し、市民運動との関わりも深いメルボルン大学准教授の Tilman Ruff 氏と、日豪の上場企業を中心とした社会的責任投資分野専門のアナリストであり、オーストラリアの NGO と協力しつつメルボルンでの市民活動を展開する松岡智広氏を講師としてお招きする。両氏との対話のなかから、人類の生命と尊厳、持続可能な文明のあり方に関心を抱く日豪双方の市民のあいだに新たな対話と交流の可能性を模索したい。

**公開講座①：慶應義塾大学三田キャンパス（〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45）**

日時：2013 年 1 月 9 日（水）19 時～21 時

教室：北館 3 階 大会議室

講師：Tilman Ruff 氏（Associate Professor, University of Melbourne／核戦争防止国際医師会議（IPPNW）共同代表）

コメンテータ：松岡智広（投資アナリスト／Japanese for Peace）

会場アクセス：<http://www.keio.ac.jp/ja/access/mita.html>

**公開講座②：福島大学（〒960-1296 福島県福島市金谷川 1 番地住所）**

日時：2013 年 1 月 10 日（木）18 時～19 時 30 分

教室：M 講義棟 3 階 AV 教室（予定）

講師：Tilman Ruff 氏

コメンテータ：未定（オーストラリア学会ウェブサイト・メーリングリストで後日告知）

会場アクセス：<http://www.fukushima-u.ac.jp/new/18-koutu/index.html>

※事前予約不要 連絡先：塩原良和（慶應義塾大学）[shiobara@law.keio.ac.jp](mailto:shiobara@law.keio.ac.jp)



## 7. 会費納入のお願い

通常、年会費の請求は年度の始まり 4 月に行いますが、年会費が納入されると、納入時期にかかわらず未払い年度がある場合そこへ充当されます。たとえば 2012 年 5 月に年会費を納入しても、2011 年度未払いの場合、それは 2011 年度の会費となります。すなわち、2012 年度は未納ということになります。また 2010、2011 年度未払いの場合、2010 年度分の会費納入になります。

### <2011 年度分会費及び会費が未納の会員の皆様へ>

2012 年度会費分を含めて請求を本号に同封します。未納年度分（2010 年度を含め最多 3 か年）を速やかに振込票にて納入願います。未着のかたは ACNet「オーストラリア学会」担当あてお知らせ願います。なお、会費振込票に会員名の記載がない場合、振込会員を特定できないため、必ず会員名をお書きください。また原則領収書は発行していません。郵便振替票の受領書などをご利用願います。

会費未納の会員の皆様に関しましては、当該年度の会費納入が確認され次第、学会誌『オーストラリア研究』（現在 2012 年 3 月発行、第 25 号）までをお送りしております。事務局では 3 か年分の在庫を保管しておりますので、順次発送しておりますが、お手元に届くまで若干時間がかかる場合もあります。会費納入にもかかわらず未着の学会誌がありましたら、恐縮ですが、学会事務局 (ACNet) ご連絡ください。

## 8. 2014（平成 26）年度全国研究大会開催校の公募

第 8 期理事会では、2014 年度の総会・全国研究大会について開催を引き受けていただける大学・機関を公募いたします。①開催時期＝例年 6 月を予定しております ②期間＝2 日間（第 1 日目終了後懇親会が開かれます） ③開催運営については、学会より大会助成金が交付されます。

会員からいただいた申請は、理事会で審議し 2013 年 6 月までに開催校を決定させていただきます。本件については総務担当理事・鈴木雄雅 ([HAF00025@nifty.ne.jp](mailto:HAF00025@nifty.ne.jp)) までお問い合わせください。

**【諸届出／連絡先】**

〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 特定非営利活動法人 CANPAN センター  
ACNet 事務局「オーストラリア学会」担当  
TEL : 03-6229-5104 / FAX : 03-6229-5116 E-mail ac056-asaj@canpan.org

**【オーストラリア学会事務局】**

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7-1 上智大学文学部新聞学科内鈴木雄雅研究室気付  
電話 03-3238-3983 FAX 03-3238-3094 Email: HAF00025@nifty.ne.jp  
会費振込先 : 00190 - 3 - 157063 加入口座名 : オーストラリア学会

※本会報は学会記録以外に、会員のご意見やご要望を掲載します。意見、著書、新刊、訳書、投稿など、ACNet 事務局担当までお送りください。なお紙面の制約上、掲載できない場合がありますことをご了承ください。  
[編集担当 : 塩原良和 (慶應義塾大学)]

## オーストラリア学会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称はオーストラリア学会(The Australian Studies Association of Japan)とする。

(本部及び事務局)

第2条 本会の本部及び事務局は理事会の定める場所に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会はオーストラリアに関する研究を行うことを目的とし、あわせて関係研究者相互の協力を促進し、内外の学会との連絡及び協力をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究報告会の開催
- (2) 機関誌その他の刊行物の発行
- (3) 内外の学会との連絡及び協力
- (4) 公開講演会の開催
- (5) その他、本会の目的を達成するため必要な事業

### 第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員を置く。

- (1) 一般会員 本会の目的に賛同して入会し、その活動に参加する個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会し、その活動を賛助する団体
- (3) 名誉会員 本会の発展に多大な貢献をした個人
- (4) 学生会員 本会の目的に賛同して入会し、その活動に参加する大学生及び大学院生

2 会員は、大会・研究会、講演会、シンポジウム等に参加すること、又、機関誌及び刊行物の配布を受けることができる。

(入会)

第6条 一般会員及び学生会員になろうとする者は一般会員1名の推薦を付した入会書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 賛助会員になろうとする者はその旨の入会書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第8条 名誉会員は、理事会が推薦し、総会の承認を得た者とする。

(会費)

第9条 会員は、総会の定めるところにより会費を納めなければならない。

(退会)

第10条 会員は、代表理事に所定の退会届を提出し、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会費を滞納した会員は理事会において退会した者と見なすことができる。

第12条 本会の名誉を傷つけるなど会員としてふさわしくない行為があった場合、理事会は当該会員を退会扱いにすることができる。

第13条 本会は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費及びその他の金銭は、これを返還しない。

### 第4章 機関

(総会)

第14条 総会は、当学会の最高意思決定機関である。

2 総会の議事は、出席会員全員の過半数を以て決する。

(役員設置)

第15条 本会に、次の役員を置く。

理事 (20名以内)

監事 (2名)

(役員選任)

第16条 理事及び監事は一般会員の中から総会において選任する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、本会の業務（以下、会務と言う）の執行を決定する。

2 理事は理事会において互選により代表理事1名と副代表理事3名を選出する。

3 理事会は会務の執行につき総会に報告し、承認を得なければならない。

(代表理事の職務及び権限)

第18条 代表理事は本会を代表し、会務を総理する。

2 代表理事は1年に1回会員による通常総会を招集する。

3 代表理事は必要があると認められた場合、臨時総会を招集することができる。

(副代表理事)

第19条 副代表理事は代表理事を補佐し、会務を執行する。

(運営委員会)

第20条 代表理事は、必要に応じて運営委員会を設置することができる。

2 運営委員会は、代表理事と副代表理事にくわえ、代表理事が理事の中から指名し理事会にて承認された若干名をもって構成される。

3 運営委員会は、理事会の方針に基づき代表理事と副代表理事を補佐し、日常の会務を執行する。

4 運営委員会は、職務の執行を日常的に補佐する本部事務局員を選任することができる。

5 運営委員会は、理事会にて職務の執行状況を報告しなければならない。

(各種委員会)

第21条 本会の事業を推進するために必要のあるときは、理事会は各種委員会を設置することができる。

2 各種委員会の委員は、一般会員の中から理事会が選任する。

3 各種委員会に関して必要な規則は、理事会の決議により別に定める。

4 各種委員会は、必要に応じて内規を定めることができる。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を少なくとも1年に1回は監査する。

(2) 会務及び財産・会計の状況を少なくとも1年に1回は監査し監査報告書を作成する。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるることができる。

(任期)

第23条 理事及び監事の任期は3年とし、再任を妨げないが、2期6年を超えて引き続き任に就くことはできない。

第24条 理事及び監事が任期の途中で辞任した場合、その残任期間を任期とする代替りの者を選出することができる。

第25条 代表理事及び副代表理事の任期は3年とし、再任を妨げないが、理事の任期を超えられないものとする。

第26条 代表理事又は副代表理事が任期の途中で辞任した場合、その残任期間を任期とする代替りの者を選出する。

(代表理事の代行者)

第27条 代表理事に故障ある場合は、代表理事が副代表理事から代行者を選任する。

2 副代表理事から代行者を選任できないときは、理事の中から選任する。

3 代表理事が代行者を選任することができない場合は、理事会がそれを行う。

## 第5章 会計年度

(会計年度)

第28条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第6章 会則の変更

(会則の変更)

第29条 本会則の変更は、総会の5分の1以上又は理事の過半数の提案により、総会出席の一般会員全員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

付則

第1条 本会則は、平成24年6月10日より施行する。